

同窓會便り

創立五十年記念事業について

No.4



東京都港区麻布台三丁目一丁目
都立第三高女同窓會

御協力をお願いする
長倉 邦雄

同窓各位に將來の母校に
御協力をお願いする

創立五十年記念事業経過報告

並びに重ねてのお願い

今春迎えます母校創立五十年記念事業については、同窓會便り第三號で大體の輪廓を申し上げた通り、直ちに実行に移す所である。同窓各位の御協力をお願いする。...

會計報告

(一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

支部便り

同窓會支部便り

終戦後支部便り

同窓會の行事

同窓會の行事

八月十五日、仰光寮に於ける創立五十年記念事業。...

同窓生に對する母校事務室から御願ひ

同窓生に對する母校事務室から御願ひ

從前同窓生のうち卒業生は、卒業後、母校事務室に御願ひを寄せ、...

寄附促進のお願い

寄附促進のお願い

折角の創立五十年記念事業。...

同窓會費について

同窓會費について

同窓各位の御協力をお願いする。...

御協力をお願いする

御協力をお願いする

御協力をお願いする

御協力をお願いする

御協力をお願いする

[illegible]

皆様!! 御盡力の結晶は遂に70万圓となりました。(寄附者総数 2,119)

仰光寮移築工事近く、不足額30万圓再募集!!

仰光寮移築建築の契約案の大綱

契約書

(明細は事務所)

註文者 都立駒場高等学校同窓会理事長 合田雄雄 (以下甲と云ふ) は請負者 英建設株式会社代表者 合田雄雄 (以下乙と云ふ) と左記条件の工事請負契約をする。

第一條 工事場所 東京都目黒区上目黒八丁目六六〇

第二條 工事名 仰光寮移築工事

第三條 構造 木造二階建屋瓦葺(二階) 延六八・五三坪

第四條 請負代金 (但し 電気、給排水衛生工事を除く) 延六八・五三坪 延六八・五三坪 延六八・五三坪

第五條 工事進捗 工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第六條 新築に追加変更を要する工事が生じた場合は、その増減に對しては適正なる価格を以て別添に算定するものとする。

第七條 工事遅延の原因が天災地変、戦乱、暴動等、官公署の命令、法令による損害に非ざる限り、甲は乙の責任を負ふものとする。

第八條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第九條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十一條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十二條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十三條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十四條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十五條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十六條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十七條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十八條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第十九條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十一條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十二條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十三條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十四條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十五條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十六條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十七條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十八條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第二十九條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十一條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十二條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十三條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十四條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十五條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十六條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十七條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十八條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第三十九條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。

第四十條 本工事は甲の提示した仕様書に準じての提出せし見積明細書通りとする。



移築を待つ麻布の丘の仰光寮

(右案につき是非皆様の御意見承り度御祈致します)

記念事業

(第二回)

一、収入之部

臨時金 高崎 三〇〇〇〇

預金利息 高崎 一〇〇〇〇

計 高崎 四〇〇〇〇

二、支出之部

印刷費 高崎 一〇〇〇〇

交通費 高崎 一〇〇〇〇

集金費 高崎 一〇〇〇〇

計 高崎 三〇〇〇〇

三、剰余金 高崎 一〇〇〇〇

計 高崎 一〇〇〇〇

四、振替金 高崎 一〇〇〇〇

計 高崎 一〇〇〇〇

五、振替金 高崎 一〇〇〇〇

計 高崎 一〇〇〇〇

六、振替金 高崎 一〇〇〇〇

計 高崎 一〇〇〇〇

七、振替金 高崎 一〇〇〇〇

計 高崎 一〇〇〇〇

八、振替金 高崎 一〇〇〇〇

寄附行爲

法人(東京府)立第三高等学校同窓会

第一條 本法人は、財団法人として、教育の振興に努めるものとする。

第二條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第三條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第四條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第五條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第六條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第七條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第八條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第九條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十一條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十二條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十三條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十四條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十五條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十六條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十七條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十八條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第十九條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十一條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十二條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十三條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十四條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十五條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十六條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十七條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十八條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第二十九條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第三十條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

第三十一條 本法人は、東京府立第三高等学校の同窓生を主として、その子弟の教育に努めるものとする。

長崎カステラ本舗
文明堂
三八西 宮崎須美枝
銀座店 電話(57) 0020・2000
新宿店 電話(37) 0 0 0 2

